

令和 6 年度

国東市地域包括支援センター運営協議会

令和 6 年 8 月 22 日（木） 18：00～20：00
国東市役所本庁 2 階 201. 202. 203 会議室

— 次 第 —

1. 開 会

2. 議 事

1 地域包括支援センターの設置等に関する事項（承認）

（1）地域包括支援センターの担当する圏域の設定と職員配置について

（2）指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント事業の委託について

2 地域包括支援センターの運営に関すること

（1）令和 5 年度事業及び決算報告について

（2）令和 6 年度事業計画及び予算について

3 その他

今後の地域包括支援センターのあり方について

3. 閉 会

国東市地域包括支援センター運営協議会委員名簿

区分	団 体 名	氏 名	備 考
保健福祉分野	老人クラブ連合会代表者	宮崎 信二	会 長
	民生児童委員代表者	清原 正義	会 長
	女性団体連絡協議会代表	笹野 喜代子	地域婦人会代表者
医療保健分野	医師会代表者	帶刀 真也	会 長
	歯科医師会代表者	藤垣 雅士	会 長
	国東市民病院代表者	野邊 靖基	院 長
	東部保健所国東保健部代表者	秦 桂子	部 長

1 地域包括支援センターの設置等に関する事項
(承認)

- (1) 地域包括支援センターの担当する圏域の設定と職員配置について
- (2) 指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント事業の委託について

1 地域包括支援センターの設置等に関する事項（承認）

(1) 地域包括支援センターの担当する圏域の設定と職員配置

- 国東市地域包括支援センター
担当圏域：国東、武蔵、安岐
- 国東市地域包括支援センター 国見支所
担当圏域：国見

職員配置

(令和6年8月1日現在)

	国東市地域包括支援センター			国見支所
	国東圏域	武蔵圏域	安岐圏域	国見圏域
	国東市役所			国見総合支所
所 長	1			
保健師	2			
社会福祉士	1			1
主任介護支援専門員	3			
事務職	1			
介護支援専門員等	10			2
認知症地域支援推進員	1			
歯科衛生士	1			
栄養士	1			
その他（事務）	2			
計	23			3

※介護支援専門員（ケアマネジャー）

(2) 指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメントの委託について (サービス計画書作成の委託)

【主な業務委託の基準】

●指定介護予防支援業務について

(要支援 1、2 の認定をうけ予防給付を利用する者に対するケアマネジメント)

- ① 要介護の認定を受けていた者が認定更新により要支援となった場合
- ② 同一世帯に要介護の認定を受けている者がいる場合
- ③ 該当者が市外に居住し、市外の介護サービス事業所の利用を希望する場合

●介護予防ケアマネジメントについて

(要支援 1、2 の認定をうけ予防給付を利用しない者又は基本チェックリスト該当者に対するケアマネジメント)

- ① 上記と同様の基準

委託事業所一覧表

令和5年8月1日～令和6年7月31日現在

	事業所名	所在地	指定 介護 予防	介護予 防ケア マネジ メント
1	国東中央福祉センター居宅介護支援事業所	国東町北江 3245-4	○	○
2	亀寿苑介護保険センター (R6.3月まで)	国東町田深 665-1	○	—
3	JA おおいた国東福祉サービスセンター	国東町鶴川 56-1	○	○
4	はなみずきケアプランサービス	武蔵町古市 148	○	○
5	くにさきケアセンターなのはな	国東町浜崎 2757-5	○	○
6	指定居宅介護支援事業所鈴鳴荘	安岐町下山口 58	○	○
7	指定居宅介護支援事業所ウェルハウスしらさぎ	安岐町瀬戸田 1035-9	○	○
8	きつきケアプランステーション	杵築市守江字王子 1864	○	○
9	介護支援サービスセンターすずらん	速見郡日出町 3904-6	○	—
10	百々園居宅介護支援センター	大分市大字津守字山崎 2742-1	○	—
11	日出町社会福祉協議会	速見郡日出町 2277-1	○	—
12	ケアプラン おあしす ありた (R6.3月まで)	福岡市早良区有田 6-2-5	○	—
13	介護保険サービスセンター一燈園	別府市石垣東3丁目 726 番地	○	○
14	はるかぜ介護保険サービスセンター	国見町大熊毛字花開 182 番地	○	○
15	居宅介護支援事業所あらた (R6.3月まで)	別府市鶴見 3847 番地の 7	○	○

地域支援事業の構成

事業名		説明
1 包括的支援事業	1 包括的支援事業	地域のケアマネジメントを総合的に行うために、介護予防ケアマネジメント、総合相談や支援、権利擁護事業、ケアマネジメント支援などを包括的に行う事業のことです。
	(1) 総合相談支援業務	高齢者が安心して生活続けられるようにするためには、介護保険サービスだけでなく、地域のさまざまな社会資源を活用した支援が必要になります。関係機関のネットワークを活かしながら、総合相談・支援を通じて、制度の垣根を越えた横断的・多面的な援助を実現します。
	(2) 権利擁護業務	虐待の防止、早期発見、成年後見制度の利用方法を紹介します。 ① 成年後見制度の活用促進 ② 高齢者虐待への対応 ③ 困難事例への対応 ④ 消費者被害の防止
	(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 (地域ケア会議の実施)	高齢者が住み慣れた地域で暮し続けることができるよう、個々の状況変化に応じた適切なケアマネジメントの長期的な実施、ケアマネジャーの日常的個別指導、支援困難事例等への指導・助言、公正・中立性の確保を図るため、ケアマネジャーの後方支援をするとともに、多職種の連携・協働による支援を行います。
	(4) 在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供していくことが重要です。関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、地域の医療機関等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進していきます。
	(5) 認知症総合支援事業	認知症の初期の段階で認知症の人やその家族に対して個別の訪問を行い適切な支援を行う仕組みとして、「認知症初期集中支援チーム」を立ち上げています。また、早期診断等を行うためには、認知症の専門医療機関の整備を積極的に促進し、医療サービスから介護サービスへの切れ目ない対応や連携を図っていき、地域の実情に応じた認知症施策の企画調整等を行うために、センターに「認知症地域支援推進員」を設置することを地域支援事業に位置づけて体制の強化を行います。
	(6) 生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）や協議体が地域づくりを行うにあたり、市町村が中心となって、生活支援サービスを担う多様な事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に行います。

2 任意事業	2 任意事業	地域支援事業の理念にかなった事業が、地域の実情に応じ、市町村独自の発想や創意工夫した形態で実施されます。	
	(1) 介護給付等費用適正化事業	利用者に提供されているサービスが必要不可欠な物かどうか検証すること、ケアプランのチェックなどにより把握された、不必要、不適切なサービス提供に対する改善指導を行います。	
	(2) 家族介護支援事業	介護方法の指導その他の要介護者を現に介護する者を支援するための事業を行います。	
	(3) その他の事業	介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業を行います。	
3 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）	3 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）	地域の実情に応じた効果的な介護予防の推進を行っています。活動的な状態にある高齢者を対象に生活機能の維持または向上に向けた取組を行っています。平成 27 年より介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業という新たな区分に変更しました。	
	(1) 介護予防・生活支援サービス事業（サービス事業）	ア 訪問型サービス	訪問介護員による身体介護や生活援助を受けることができます。対象者は、要支援認定を受けた方、又は基本チェックリスト該当者になります。 【訪問型サービス A】 訪問介護員が生活援助として、日常生活に対する援助を行うサービスです。調理、掃除等やその一部介助、ゴミ出し、重い物の買い物代行や同行などの生活支援を行います。 【訪問型サービス B】 住民主体による支援であり、ボランティアによる生活援助を主体として、日常生活に対する援助を行うサービスです。具体的なサービス例として、布団干し、階段の掃除、買い物代行や調理、ゴミ出し、電球の交換傾聴等を行います。料金については、支援が主体であるため、多くはボランティアで行われます。
		イ 通所型サービス	介護予防を目的とし、入浴、排泄、食事等の介護、日常生活上の支援や機能訓練、レクリエーション等を日帰りで利用できるサービスです。対象者は、要支援認定を受けた方、又は基本チェックリスト該当者になります。 【通所型サービス A】 事業所内で運動・レクリエーション等を行うサービスです。高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する通所事業としてミニデイサービスや運動、レクリエーション活動を行います。 【通所型サービス C】 生活機能を改善するための専門職が、運動器の機能向上や、口腔・栄養改善等のプログラムを 3 か月の短期間で行われるサービスです。日常生活に支障のある生活行為を改善するために、利用者の個別性に応じて、プログラムを複合的に実施していきます。

		ウ その他の生活支援サービス	要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供します。
		エ 介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを行います。高齢者の自立支援を目的として、心身の状況、その置かれている環境、その他の状況に応じて、対象者自らの選択内容などに基づき、介護予防に向けたケアが検討されます。（これをケアマネジメントといいます）
	(2) 一般介護予防事業	ア 介護予防把握事業	地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげるという取り組みです。高齢者の生活の実態を把握することで介護予防機能を強化することを狙いとしています。
		イ 介護予防普及啓発事業	介護認定を受けていない高齢者が要支援および軽度の介護認定者とならないように予防をしていくということや要介護状態等の軽減・悪化の防止を目的としています。 ・健口・栄養ステーション ・いきいきセルフケア教室 ・健康づくり応援教室
		ウ 地域介護予防活動支援事業	地域高齢者が身近な場所で気軽に集える居場所づくりを推進するため、ボランティアや任意団体及び住民が自主的に実施する活動等の支援を行います。これからも元気で暮らしたいと考えている高齢者から、介護予防プログラムへの参加が必要ない一般高齢者の利用をしています。 ・元気高齢者健やかサロン ・週一元気アップ教室 ・地域支え合い活動支援事業 (小学校区単位でミニデイやカフェ等の居場所づくりや生活支援)
		エ 一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行います。
		オ 地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進することを言います。

2 地域包括支援センターの運営に関すること

(1) 令和5年度事業及び決算報告について

(2) 令和6年度事業計画及び予算について

2 地域包括支援センターの運営に関すること

(1) 令和5年度事業及び決算報告

ア 包括的支援事業

(ア) 総合相談支援業務

※在宅医療・介護連携相談窓口での相談受理件数は（ ）で再掲

相談内容	件数	件数	件数
	R3 年度	R4 年度	R5 年度
介護サービスに関する相談	194 (23)	219 (34)	182 (31)
介護サービスに関する苦情	14 (5)	15 (6)	8 (1)
事業所等からの情報提供	107 (0)	168 (0)	164 (0)
福祉・医療に関する相談	72 (48)	59 (43)	48 (44)
生活に関する相談	168 (17)	189 (7)	139 (9)
虐待に関する相談	17 (0)	2 (0)	10 (0)
認知症に関する相談	121 (3)	120 (3)	149 (2)
計	693 (96)	772 (93)	700 (87)

独居や高齢者のみ世帯が増えてきている中で、加齢や疾病に伴って今までのような生活の継続が難しくなり、サービスの利用や施設入所など介護認定を受ける前からどうにかならないかという相談が、離れて暮らす親族等からあります。

この場合、介護保険の申請から結果がでるまでの間の生活について、どのように支援できるかについて、介護保険以外のサービスを提案していますが、地域性もあり難しい部分も多いと思われます。

民生・児童委員の訪問活動で、生活や認知面に問題が生じている人が発見され、包括に情報提供のあと一緒に訪問してもらうケースもあります。その後サービスに結びつかなくても、見守りなどで協力をいただいています。

圏域別の相談受理件数（令和5年度）

・国見圏域の（ ）内は、国東の包括で受け付けた相談数を再掲。

相談内容	R5 年度			
	安岐圏域	武蔵圏域	国東圏域	国見圏域
介護サービスに関する相談	35	13	38	65 (3)
介護サービスに関する苦情	4	1	1	1 (1)
事業所等からの情報提供	50	23	51	40 (0)
福祉・医療に関する相談	2	0	1	1 (0)
生活に関する相談	39	12	44	35 (0)
虐待に関する相談	4	1	2	3 (2)
認知症に関する相談	57	5	77	8 (0)
計	191	55	214	153 (6)

<参考>各圏域の高齢化率（65歳以上の高齢者人口）（令和6年3月末）

○国見 57.23%（1,964人）

○国東 46.23%（4,297人）

○武蔵 37.78% (1,809 人)

○安岐 38.06% (3,034 人)

相談に対する年間訪問延べ件数 <国東（国東・武蔵・安岐）・国見地区>

	R3 年度	R4 年度	R5 年度
国東	650	711	632
国見	206	207	175
計	856	918	807

国見・国東・武蔵・安岐の各地区担当をそれぞれ配置して、相談対応しています。しかし、訪問等で不在時や、電話での相談も多いため、職員が誰でも対応できるように情報共通を適時行っています。

一回の訪問での終結や、サービス利用の手続きが完了する場合がありますが、サービスに繋がらない方や、見守り等の支援が必要にもかかわらず、親族からの支援が望めない方への定期的な訪問があります。また、障がい者のいる家庭からの相談などには、関係部署の職員と一緒に訪問対応することも増えてきました。

(イ) 権利擁護業務

a 広域型権利擁護センターの活動実績

- ・平成 31 年 4 月から、「くにさき半島地域成年後見支援センター」を、国東市・豊後高田市・姫島村の 2 市 1 村で設置し、豊後高田市社会福祉協議会に委託しました。
- ・国東市で 3 回定期相談会を実施し、11 名の利用がありました。
- ・市民向け啓発セミナーは、国東市社会福祉協議会に委託、令和 6 年 2 月 9 日に「海洋散骨と墓じまい」「死後事務委任契約とは？」という内容で国東市にて開催し、45 名の参加者がありました。
- ・市民後見人養成講座は、令和 5 年度は開催せずこれまでの養成講座受講者のフォローアップ研修を 4 回開催し、延べ 40 名が受講しています。また、5 名の方が法人後見支援員として活動しました。
- ・法人後見等受任（国東市：10 件）
- ・令和 6 年 3 月 31 日に、広域型権利擁護センターを解散し、国東市内の利用者については、新たに国東市社会福祉協議会内に設置した「国東市成年後見センター“ほっとかない”」に引き継がれました。

b 高齢者虐待について

<通報件数>

虐待通報件数は疑いも含めて 13 件。家族から 5 件、介護支援専門員から 1 件、行政職員から 2 件、警察からの情報提供は 5 件でした。

<対応>

虐待と認定したのは 5 件で、うち分離を行った事例は 1 件。

<内容>

虐待者と被虐待者の二人暮らしで、身体的虐待が 5 件、介護等放棄 1 件、心理的虐待 2 件、経済的虐待 1 件（複数あり）

<結果>

分離した事案の 1 例は、高齢者の親と精神障害の子の世帯だったため、最初から福祉課の保健師や社会福祉協議会の職員と一緒に対応、親族の協力も経て住居を分離したのち、子を医療機関に繋ぐことができました。それ以外の事案も、介護保険サービスの利用や、虐待の原因となった生活困窮などを生活保護などの福祉に繋ぐことで、終結しました。

c 高齢者の権利擁護の推進

成年後見制度利用支援事業

2市1村で設置した「くにさき半島地域成年後見支援センター」で広報・普及活動や年3回の出張相談会の開催。市民後見人養成講座の受講生の内、5名が法人後見支援員として活動中。また、制度利用が必要な方に適切な相談対応や支援を実施しました。

	R3 年度	R4 年度	R5 年度
実績	市民向け講演会 1 回 市民後見人養成講座	市民後見人養成講座修了者フォローアップ研修	市民後見人養成講座修了者フォローアップ研修 (4 回) 市民向け講演会

成年後見市長申立て

判断能力の低下に伴い、必要なサービス利用の手続きや財産管理ができなくなり、かつ支援できる親族がない等の理由や、経済的虐待を受けている、あんしんサポート事業で契約を結ぶことが困難になってきた等の事情で、高齢者介護施設の入居者、在宅で福祉サービス等を利用しながら生活をされている方に対しての市長申立て要請があった。それを受け、審判申立て審査会を開催し、申立てを決定しました。

	R3 年度	R4 年度	R5 年度
実績	後見 4 件 保佐 1 件	後見 2 件 保佐 1 件	後見 3 件

成年後見申立て支援

介護支援専門員からの勧めや、親族からの申立て相談については、令和元年度から「くにさき半島地域成年後見支援センター」を紹介し、申立て支援の対応の依頼を受けています。

申立て書類は、種類が多く、高齢者の方での作成が困難であること、また専門家に依頼した場合は費用も高いため、支援できる親族等がない場合に、申立て支援が必要です。

	R3 年度	R4 年度	R5 年度
実績	4 件 (本人 2・親族 2)	2 件 (親族 2)	1 件 (親族 1)

(ウ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

支援内容	R3 年度	R4 年度	R5 年度
介護支援専門員からの相談件数	31 回	27 回	28 回
国東姫島介護支援専門員協会研修会	0 回	3 回	3 回
国見町ケアマネジャーネットワーク会議	5 回	6 回	6 回
国東町ケアマネジャーネットワーク会議	5 回	5 回	6 回
武蔵・安岐ケアマネジャーネットワーク会議	4 回	5 回	5 回
くにさき地域包括ケア推進会議(ホットネット)	0 回	0 回	4 回
ケアマネジメント支援(委託プランへの助言)	94 回	52 回	100 回
計	139 回	98 回	152 回

市内の介護支援専門員を対象に、地域ごとに定例でネットワーク会議を開催し、情報の共有や学習会等を行うことで介護支援専門員の質の向上やネットワークづくりの推進を図りました。また、外出機会の減少や移動手段の問題などから、個々のニーズにあった支援ができるように、社協の生活支援コーディネーターと「支え合い活動」の情報共有や意見交換の場をもち支援を継続しました。

a く に さ き 地 域 包 括 ケ ア 推 進 会 議 (ホ ッ ト ネ ッ ト)

<目的>

この会は、国東市、姫島村における保健医療福祉介護活動の重要性を認識し、それぞれの分野における活動上の問題を調査研究するとともに会員相互の親睦と資質の向上を図り、もって東国東地域住民が安心して生活できるような社会の発展に寄与することを目的としています。

<参加者> (R6.5月現在：47名)

市内の医療・福祉・介護等に従事する者および、会の趣旨に賛同する者

<活動実績・内容>

- ・入退院支援強化に向けての事例検討会
- ・在宅医療・介護連携における事業紹介(生活支援体制整備事業、成年後見制度事業)

b 介護予防支援従事者及び居宅介護支援従事者研修会

<目的>

根拠のあるアセスメントの仕方や具体的な目標設定、対象者が意欲的になれるようにどのように導いていくか等を学びました。

<対象者>

指定居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護、地域包括支援センターにおいてサービス計画書作成業務に従事する者

<日時及び場所>

- ・令和5年11月15日(13:30～16:30) 国東市役所 2階 201, 202, 203 会議室

講師及び研修内容

講師 公益社団法人 大分県理学療法士協会

理事 毛井 敦 氏 (所属:介護老人保健施設 ウェルハウスしらさぎ)

参加者 38名

講義

「住み慣れた地域で安心できる在宅生活を支援するために何を考えますか？」

～事例を通してみんなで話し合ってみよう～

- ・前年度研修の振り返り（「利用者の ADL・IADL 改善に向けてのアセスメント」について）
- ・事例検討（グループワーク）として、必要な情報をどう入手しアセスメントするか、またアセスメントや入手した情報を活用し、どうプランに繋げるか簡単なプラン作成の実施しました。

c 地域ケア会議

<目的>

これからの高齢化社会を支える地域包括ケアシステムを実現する手段として、平成 25 年 9 月から「介護保険法第 115 条の 48」に基づいて「地域ケア会議」を開催しています。

地域ケア会議は、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けることができるよう支援していくことを目的に、専門多職種と介護支援専門員、サービス提供事業者等の参加者が協働で個別ケースを検討していく場で、会議参加者の支援スキル向上や、地域ケア会議において明らかになった地域課題を市の施策へとつなげていくことも目的としています。

<開催頻度>

月 2 回木曜日に開催（13:30～15:20）

<開催回数及び検討件数>

実績	R3 年度	R4 年度	R5 年度
開催回数	20 回	21 回	15 回
検討件数	53 件	52 件	32 件

令和 5 年度は Zoom での開催はなく、参加者間で活発な意見交換ができました。

<助言者（アドバイザー）>

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士、訪問看護を行っている看護師

<司会進行役（コーディネーター）>

高齢者支援課及び地域包括支援センターの職員

<その他>

生活支援コーディネーター

<地域ケア会議後の振り返り>

事例提出後にアドバイザー等から受けた助言に対し、介護支援専門員とサービス提供事業者から感想を聞き取り、アドバイザーへのフィードバックや地域課題の明確化などにつなげています。

○個別ケア評価会議

地域ケア会議でアドバイザーから受けた助言に基づいてケアプランを見直し、自立支援に向けたプランが実践できているか等を検証しました。利用者や家族への自立に向けた支援内容の理解と合意形成を図り、機能向上の意識を高めました。開催は、

ケアプランの最終月をしています。

<個別ケア評価会議の検討件数>

実績	R3 年度	R4 年度	R5 年度
検討件数	27 件	29 件	16 件

(エ) 在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療・介護連携推進事業

- (ア) 地域の医療・介護の資源の把握
- ・「医療・介護・福祉関係事業所一覧」のデータ更新及びくにさき地域連携マニュアル改訂版を作成し市のホームページに掲載。
- (イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の構築
- ・在宅医療連携推進運営会議の開催。(1回)
- (ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- ・多職種連携による簡易な ICT 活用の促進。
- (エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援
- ・入退院時の情報共有ツールとしてホットネット連絡票、認知機能低下の方の情報共有ツールとしてのオレンジ連携シートの継続活用
 - ・市内介護支援専門員利用率について
ホットネット連絡票 100%、オレンジ連携シート 66.7%
(※令和4年度介護支援専門員による事業評価アンケート調査：問15結果参照)
- (オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- ・医療・介護関係者からの相談は64件で、相談機関は包括支援センターや市職員からが最も多く、次に市民、市内の医療機関の順でした。相談内容については、サービスの利用が最も多く、次に医療面に関するものでした。癌末期の方に対しては、退院直後からサービス提供ができるよう入院元の病院やサービス提供事業所と対応しました。昨年は、同時期にALSの人が3名おり、国東保健部の担当者や難病コーディネーターに助言をもらい連携して対応しました。服薬管理のできない認知症の人に対しては、服薬回数の見直しや調剤薬局の支援をお願いしました。
(別紙資料① 参照)
 - ・利用者の情報共有がスムーズにできるように「医師と介護支援専門員の連絡票」をホームページに掲載し活用できるようにしました。
(別紙資料② 参照)
 - ・国東市地域医療連携室連絡会議や医療機関で行っている研修に参加し、地域での暮らしを見据えた退院支援の展開が行える人材育成につなげました。
 - ・普及啓発部会と連携し、在宅医療をみんなで考える～わたしの未来ノートの紹介～とした出前講座を7回実施しました。
- (カ) 医療・介護関係者の研修
- ・市民公開講座の開催(生活支援体制整備事業と協働開催)
開催日：令和6年1月13日 場所：武蔵中央公民館 セントラルホール
内 容：これからの地域づくりについて
講 師：^{よしだ}吉田 ^{かずなり}一生 氏(前大分県副知事)
参加者：185名

(キ) 地域住民への普及啓発 ・わたしの未来ノートの普及啓発（サロン等での出前講座） ・「やっちみようえ!!くにさき脳トレ塾」の普及啓発 ※詳細については“(オ) 認知症総合支援事業 b 認知症地域支援・ケア向上事業”において記載			
実績	R3 年度	R4 年度	R5 年度
運営会議	0 回	2 回	1 回
市民公開講座	0 回	0 回	1 回
多職種交流会	0 回	0 回	0 回
多職種連携研修会	0 回	1 回	0 回
出前講座	－	－	8 回
介護支援専門員が主治医との連携について「連携がとれている」又は「概ね連携がとれている」と回答した割合	－	72.2% ※前回（R 元） 60.0%	－

(オ) 認知症総合支援事業

a 認知症初期集中支援チーム事業
認知症の人やその家族への初期支援を包括的・集中的に行う認知症初期集中支援チームを地域包括支援センターに 1 チーム設置し、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援や困難事例への支援を行っています。また、支援を通じ医療・介護等関係者との連携体制の強化を図っています。 ・認知症初期集中支援チームの活動状況 訪問支援実件数 3 件（のべ訪問支援回数 19 回） チーム員会議 5 回

b 認知症地域支援・ケア向上事業

(a) 認知症地域支援推進員の配置及び活動実績

医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を担う認知症地域支援推進員を配置し、認知症に関する相談や認知症の人やその家族への支援、医療機関や介護サービス事業所等関係機関との連携支援等を実施しています。

- ・認知症に関する相談及び支援（認知症地域支援推進員対応分）

相談対応件数：63 件（うち新規 41 件）

（国見 0 件、国東 33 件、武蔵 4 件、安岐 26 件）

相談対応の内訳：相談対応のみ 10 件

訪問対応 54 件（のべ訪問回数 124 回）

(b) 認知症の人や介護者への支援の充実

認知症介護者の理解促進や対応力の向上、介護負担やストレスの軽減を図るため、「家族支援プログラム」「家族のつどい」の開催や本人や家族が気軽に立ち寄れる社会参加の場として認知症カフェを開催しました。

- ・家族支援プログラム：開催回数 6 回 受講者数 21 名（のべ 51 名）

※市民公開講座（8 月）参加者数 52 名

- ・家族のつどい：開催回数 6 回 参加者数 のべ 42 名

- ・認知症カフェ：国見会場（国見生涯学習センター）

11 回（月 1 回 第 2 水曜日）参加者数 のべ 68 名

武蔵会場（国東市隣保館）

11 回（月 1 回 第 3 金曜日）参加者数 のべ 93 名

国東会場（準備会）

1 回（3 月 19 日開催）参加者数 16 名

(c) 認知症への理解を深めるための普及啓発の促進

認知症高齢者を支える地域づくりとして、認知症についての正しい知識の普及と理解を深めていくために認知症サポーター養成講座を実施し、キャラバン・メイト（認知症サポーター養成講座の講師役となる）への連絡会及び研修を開催しています。より多くの方へ認知症について知ってもらうための啓発活動を実施しました。

- ・認知症サポーター養成講座

認知症についての正しい知識の普及と理解を深めるため開催。

開催回数：15 回 新規養成数：259 名

- ・キャラバン・メイト連絡会及びスキルアップ研修

認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイトの連絡会及びスキルアップ研修を開催。

開催日：令和 6 年 3 月 18 日 参加者：18 名

- ・普及啓発

9 月の世界アルツハイマー月間に合わせて普及啓発活動の実施

市内 4 図書館での認知症関連の図書コーナーの設置

（9 月から 10 月にかけて市内 4 図書館巡回）

市役所 1 階ホールにて、認知症関係の展示コーナーの設置
リーフレット配布

日時：令和 5 年 9 月 6 日 配布数：300 部

場所：国東市民病院前、アタックス国東店前



市役所 1 階 ホールでの展示



国東市民病院前にてリーフレット配布

(d) 認知症ケアに関わる多職種協働研修の開催

認知症に関する知識を深め、医療や介護等の関係者がお互いの役割や機能を理解しながら統合的な認知症ケアにつなげられるよう、今年度は居宅介護支援事業所及び施設に勤務する介護支援専門員を対象にハイブリッド形式で研修会を開催しました。

- ・認知症研修会（キャラバン・メイトスキルアップ研修と合同開催）

日時：令和 6 年 3 月 18 日 15:10～16:20

参加者：53 名（うちキャラバン・メイト 18 名）

内容：講話「耳の聞こえと認知症について」

竹田市地域包括支援センター

認知症地域支援推進員（言語聴覚士） 阿部 ^{あべ} ^{ひであき} 秀彬氏

(e) 認知症予防の取り組み

在宅医療・介護連携推進事業オレンジ推進部会にて、市民の認知症予防への意識向上を促し、身体機能及び認知機能低下の予防につなげるため認知症予防体操「くにさき脳トレ体操」を制作し、DVD「やっちみようえ!!くにさき脳トレ塾」に講座編と併せて収録しました。DVD については、市内の活動団体へ無料配布し、認知症予防のポイントなどを解説するため、活動団体へ出前講座を実施しました。

- ・オレンジ推進部会の開催：3 回 内容：認知症予防体操及び講話の制作協議
- ・出前講座の実施：1 回

c 認知症見守り支援事業

(a) 認知症高齢者等見守り・あんしんネットワーク事業

認知症の人や見守りが必要な高齢者等を日常生活の中で見守る体制、認知症高齢者等が行方不明となった場合に早期に発見できる体制整備。行方不明発生時にスムーズに対応できるよう年度初め市総務課、包括、警察にて対応の流れについてお互いの役割を確認しています。

また、早期発見、早期保護につながるようネットワークへの事前登録について継続した啓発活動を実施しています

- ・市内協力機関：国東警察署、国東市消防本部、バス会社、タクシー会社、農業協同組合、社会福祉協議会、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド、郵便局、簡易郵便局の市内 60 事業所
- ・事前登録者数 45 名（令和 5 年度新規登録者 7 名、のべ事前登録者数 142 名）
- ・ネットワーク稼働状況 ネットワーク稼働 2 件
（但し、警察からの連絡 5 件：情報提供 3 件、ネットワーク稼働前に発見 2 件）

(b) 行方不明高齢者等位置情報提供事業

行方不明になった方の位置情報を提供するための探索機器（GPS）利用の初期費用・月額使用料の一部助成を実施しています。事業の普及啓発及び事前登録者に登録時に事業説明を行い、利用を勧奨しています。

- ・令和 5 年度新規利用者数 0 名（のべ利用者数 17 名）
- ・令和 5 年度利用者数 1 名

(c) 認知症高齢者等見守りキーホルダー事業

認知症等により行方不明となるおそれのある高齢者等に対し、キーホルダー及びステッカーを交付することで、外出時において困っている高齢者等の発見時に迅速な身元確認及び安全確保を図る目的で実施しています。見守り・あんしんネットワーク事前登録と併せて必要性のある方へ個別に登録を勧奨しています。

- ・令和 5 年度配布者数 5 名（のべ配布者数 61 名）

(カ) 生活支援体制整備事業

・地域支え合い活動団体の設置状況

年 度	活動地域	団体名
平成 28 年度～ 30 年度	上国崎 竹田津 熊毛 武蔵西 旭日 豊崎	上国崎地区社会福祉協議会 くらしのサポートセンター「かもめ」 くまげ支え合いの会「大輪」 武溪の会 里づくり旭日ネットワーク協議会 一村一心の会
令和 4 年度	朝来	朝来地区活性化推進協議会
令和 5 年度	来浦	来浦燦々協議会

・地域支え合い活動の内容

高齢者の単身世帯、高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加に対応し、地域の通いの場の開催、見守り・安否確認、外出支援、買い物・調理・掃除などの家事支援など日常生活上の支援が必要な高齢者が、地域で安心して在宅生活を継続していくために必要となる多様な生活支援サービスの整備を目的とし、小学校区や行政区単位でミニデイやカフェ等の居場所づくりや生活支援を行います。

- ・毎月開催される生活支援体制整備事業定例会に出席し情報共有をしました。
- ・国東市社会福祉協議会に委託している生活支援コーディネーターと情報共有を行いながら、個別支援にアプローチをしました。
- ・各圏域のケアマネジャーネットワーク会議で、生活支援コーディネーターを通じて啓発・支え合い活動の取り組みを紹介しました。

イ 任意事業

任意事業については、保険者(高齢者支援課)と協働して実施しています。

(ア) 配食サービス事業

年度	配食実利用者数	年間延配食数	年間配食日数
R 3	260 人	41,614 食	242～365 日
R 4	213 人	43,677 食	242～365 日
R 5	264 人	41,017 食	242～365 日

- ・公募した 7 事業所に委託して実施
- ・「栄養バランスのとれた食事」の基準を明示
- ・普通食(ごはん+おかず)1 食当たり 600～700kcal、食塩相当量 3.5g 以下
配食実利用者数の圏域ごとの内訳 (単位：人)

年度	国 見	国 東	武 蔵	安 岐	計
R 3	66	113	27	54	260
R 4	51	105	27	51	234
R 5	66	110	28	60	264

ウ 介護予防・日常生活支援総合事業

(ア) 介護予防・生活支援サービス事業（サービス事業）

a 訪問型サービス

【ちょいかせサービス】

<目的>

住民ボランティア等の地域住民が主体となり、地域課題やニーズ等の実情に応じた住民主体サービスを提供することで、高齢者の自立した生活の維持又は向上を図るとともに、高齢者自らも住民主体サービスの提供者となることで介護予防を促進し、地域住民主体による自助・互助の充実を図ることを目的としています。

掃除、洗濯、ゴミ出し、買物代行等の多様な生活援助や、買物付添、通院付添等の外出支援その他、趣味活動や生涯活動、運動等を通じて高齢者の生きがいや外出の機会を創出し、地域住民の交流を図る多様な活動の通いの場を提供しています。

<対象者>

要支援者、事業対象者及び一般高齢者

（地域課題の解決や地域住民のニーズ等に応じて）

<実施地区>

地区公民館区での実施 6 団体、行政区での実施 4 団体

地区公民館区		行政区	
竹田津	くらしのサポートセンター「かもめ」	松原	松原百円カフェ yui
熊毛	くまげ支え合いの会「大輪」	今在家	援助イ今在家
上国崎	上国崎地区社会福祉協議会	富永	てご笑会とみなが
豊崎	一村一心の会	大添	大添助け合いの会
旭日	里づくり旭日ネットワーク協議会		
武蔵西	武溪の会		

<内 容>

住民主体サービスで提供される内容は、利用者の居宅において行う生活援助、外出支援及び生活支援並びに通いの場での活動とする。

- ・おうちへちょいかせ：生活支援（掃除、洗濯、ごみ出し、買物代行等）
- ・おそとへちょいかせ：外出支援（買物付添、通院付添等）

b 通所型サービス

【貯筋で幸せ向上サービス（通所型短期集中予防サービス）】

<目的>

生活機能の低下若しくは低下し始めた人に対し、運動機能の改善を中心とした指導・助言を行うと共に、栄養・口腔機能の改善に向けた指導も行い、必要時には生活環境の調整も行うことで生活課題の解決に向けた支援を行います。また、利用者の「生活の質」の向上を目指すため、活動と参加への働きかけを行い、自宅や地域でのセルフケアをはじめ、サービス終了後も自立した生活を送ることができるよう行動変容を促します。

<対象者>

利用期間中に目標を達成する見込みのある要支援者及び事業対象者

<実施事業所>

市内3ヵ所（健康堂デイサービスセンター・むさし苑・ウェルハウスしらさぎ）

<内 容>

- ・運動機能の改善を中心に機能訓練
- ・栄養・口腔機能に課題のある対象者に機能改善に向けた支援
- ・一人につき原則1クール3ヵ月間の実施（最大3ヵ月まで延長可）
- ・事業開始月にスタートカンファレンスを行い、課題解決に向けた支援の方向性を共有し、支援者間で意思統一を図ります。また、終了月にゴールカンファレンスを行い、課題解決のための取組状況を評価し、サービス終了後に活動量・機能を維持するための活動、あるいは参加への働きかけを検討します。

	利用者数	卒業者数	中止 (他サービスへ移行)
R3 年度	25	20	5
R4 年度	26	23	3
R5 年度	19	18	1

c 介護予防支援、介護予防ケアマネジメントの実績

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの件数

(単位：件)

年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
介護予防支援計画 (再掲委託分)	3,793 (461)	3,850 (401)	3,766 (456)
介護予防ケアマネジメント (再掲委託分)	1,148 (129)	1,010 (91)	956 (88)
合計 (再掲委託分)	4,941 (590)	4,860 (492)	4,722 (544)

(イ) 一般介護予防サービス

a 健口・栄養ステーション事業			
・訪問指導：栄養 47 名（のべ 374 名） 口腔 29 名（のべ 160 名） ・集団指導：栄養 2 回（参加者 48 名） 口腔 9 回（参加者 110 名） ・国東市の健康課題として、高血糖と歯科保健対策に対する目標を掲げ、保健師等管内研究会で取り組みをすすめています。 また、歯科については各関係部署の担当者会議を行いすべてのライフステージを通じた取り組みに向けて継続協議をしながら事業実施しています。 ・地域で行われるサロン等の活動への派遣依頼も増加傾向にあります。			
実績	R3 年度	R4 年度	R5 年度
訪問指導	のべ 515 回	のべ 502 回	のべ 534 回
集団指導	4 回	7 回	11 回

b 地域リハビリテーション活動支援事業			
必要に応じてリハビリテーション専門職を派遣し、次のような支援を行います。 ・地域ケア会議において、自立支援に向けたケアマネジメントに参加者全員で共有することの支援 ・通所型及び訪問型サービス事業所に従事する職員に対し、技術的支援、助言等を行い、当該サービス事業所における自立支援に資する取り組みを促す ・介護予防教室及び通いの場において、効果的な運動内容についての指導、助言及び評価等を行い、地域における自主的な介護予防の取り組みの支援 ・居宅での生活環境等の整備を計画する通所型及び訪問型サービス事業所に従事する職員及び介護支援専門員に対し、現地訪問を行い、自立支援に向けたケアマネジメントへの適切な助言、指導、評価等の支援 ・介護予防拠点施設での効果的な教室開催が実施できるようリハ職の派遣費用を補助する			
実績 (専門職派遣人数)	R3 年度	R4 年度	R5 年度
地域ケア会議	76 人	63 人	64 人
同行訪問・指導	16 人	18 人	19 人

c 元気高齢者健やかサロン等出前講座への講師派遣

出前講座（テーマ）	派遣講師	回数
口の中からいきいきと！	歯科衛生士	9 回
美味しく食べて健康に	栄養士	2 回
自分らしく生きるための終活	権利擁護担当	12 回
在宅医療について	在宅医療担当	7 回
認知症について	認知症担当	1 回

他課との協働事項

1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る会議

※高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施とは
高齢者に対する個別支援で医療専門職が KDB（国保データベース）システムを活用して低栄養防止・生活習慣病等の重症化予防等を行うための訪問相談、適正受診等の促進のための訪問指導、健康状態が不明な高齢者等に対する訪問支援等を行います。

市民健康課・高齢者支援係・地域包括支援センターを事務局とし、健康寿命の延伸にむけ、健康診査結果をもとにフレイル状態にある対象者の早期発見及び専門性の高い個別指導と、広く市民に対しフレイル予防の普及啓発を行いました。

・国東市 フレイル予防のための市民公開講座

日 時：令和 5 年 8 月 20 日（日） 13:30～15:30

会 場：アストくにさき アグリホール

講師と内容：国東市民病院副院長 嶋田 直宏氏 「身体的フレイル」

大分県歯科衛生士会 川村 佳美氏 「口腔フレイル」

管理栄養士 幸松 利枝氏 「栄養フレイル」

参 加 者：350 名

2 重層的支援体制整備事業体制構築について（別紙資料③ 参照）

※重層的支援体制整備事業とは、

相談者の属性、世代、相談内容に関わらず包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止め、複雑化、複合化した事例については、多機関協働事業につなぎ課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り各支援機関が円滑な連携のもとで支援を行います。

- ・県、福祉課、高齢者支援課、地域包括支援センター及び移行準備業務を委託した国東市社会福祉協議会等にて機能体制及び予算化に向けて令和 5 年度から 6 年度を移行準備期間とし、令和 7 年度の本格事業を目指して準備を進めました。
- ・複合化・複雑化した市民の課題や、支援ニーズについて、包括的相談支援体制の構築のための組織体制を含めた検討、研修、情報共有を実施しました。
- ・重層的支援会議の具体的なイメージを共有し、各種相談窓口、相談支援機関相互理解と連携推進を行うことを目的に、模擬事例検討会等に参加しました。

3 住宅セーフティネット法関連協議について

- ・平成 19 年に「住宅セーフティネット法」が施行され、県と市町村が連携し、不動産関係団体や居住支援法人と協力して、住宅確保要配慮者の住宅探しや孤独死や見守り支援などの課題を共有し、解決する取組について協議する「居住支援ネットワーク会議」の開催に向けての体制整備を、まちづくり推進課を中心に県別府土木事務所、福祉課、高齢者支援課、地域包括支援センター、市社会福祉協議会で協議しました。
- ・居住支援ネットワーク庁内会議を 6 回実施し、令和 5 年 10 月に居住支援研修会を開

催しました。

研修会内容「死後事務委託について、相続について、成年後見人について」

場所 アストくにさきマルチホール

講師 一般社団法人 大分事業支援センター

代表理事 後藤 智博氏

参加者 37 名（居住支援関係者、民生委員、介護支援専門員等）

- ・高齢者が安心して暮らし続けられる入居及び居住への支援について、各分野の関係機関と居住支援ネットワークの体制整備の構築及び拡充を図ります。
- ・令和 6 年 3 月 14 日、住宅確保要配慮者（※）の民間賃貸住宅等への入居の円滑化を図り、情報提供や生活支援等に関して必要な支援・協議を行い、市における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくり等に寄与することを目的に「国東市居住支援協議会」を設立しました。

※住宅確保要配慮者とは、

「本人だけでは住宅を確保するのが難しく、配慮や支援が必要な者」で、高齢者・障がい者（身体、知的、精神、その他）・低額所得者・生活困窮者・外国人・子育て世帯等が主な対象者。

令和5年度決算報告

介護保険事業特別会計(保険事業勘定)の地域支援事業決算状況

[支出]

(単位：円)

区 分	予算現額	決算額
1 介護予防・日常生活支援サービス事業	72,760,000	67,925,247
(1) 介護予防・日常生活支援サービス事業	59,214,000	56,542,659
ア 第1号訪問事業	17,552,000	16,605,491
イ 第1号通所事業	41,366,000	39,787,724
ウ 高額介護予防サービス費相当事業	96,000	43,224
エ 高額医療合算介護予防サービス費相当事業	200,000	106,220
(2) 介護予防ケアマネジメント事業	13,546,000	11,382,588
2 一般介護予防事業	56,590,000	46,758,979
(1) 介護予防把握事業	10,159,000	9,434,795
(2) 介護予防普及啓発事業	11,776,000	11,067,811
(3) 地域介護予防活動支援事業	32,542,000	24,923,373
(4) 地域リハビリテーション活動支援事業	2,113,000	1,333,000
3 包括的支援事業・任意事業	63,190,000	59,002,600
(1) 包括的支援事業	1,673,000	1,325,432
ア 総合相談事業	1,313,000	1,224,570
イ 権利擁護事業	240,000	49,252
ウ 包括的・継続的ケアマネジメント事業	120,000	51,610
(2) 任意事業	25,809,000	24,738,439
ア 福祉用具・住宅改修支援事業	20,000	0
イ 認知症見守り支援事業	109,000	13,660
ウ 認知症サポーター等養成事業	202,000	135,782
エ 介護給付費適正化事業	390,000	121,310
オ 介護用品支給事業	1,292,000	1,227,711
カ 成年後見人制度利用支援事業	533,000	178,776
キ 配食サービス支援事業	23,263,000	23,061,200
(3) 在宅医療・介護連携推進事業	6,329,000	5,408,792
(4) 生活支援サービス体制整備事業	24,030,000	23,244,408
(5) 認知症総合支援事業	5,254,000	4,421,311
ア 認知症初期集中支援推進事業	475,000	168,800
イ 認知症地域支援・ケア向上推進事業	4,779,000	4,252,511
(6) 地域ケア会議推進事業	95,000	0
4 介護予防・生活支援サービス事業費審査支払手数料	200,000	144,908
合 計	192,740,000	173,831,734

介護保険事業特別会計(介護サービス事業勘定)の決算状況

[収入]

(単位：円)

区 分	予算現額	決算額
介護予防サービス計画費収入	16,683,000	16,973,520
特例介護予防サービス計画費収入	1,000	52,560
一般会計繰入金	28,357,000	25,024,000
前年度繰越金	1,000	1,411
合 計	45,042,000	42,051,491

[支出]

(単位：円)

区 分	予算現額	決算額
一般管理費	42,683,000	39,846,884
介護予防サービス事業費	2,359,000	2,203,260
合 計	45,042,000	42,050,144

(2) 令和6年度事業計画及び予算について

＜令和6年度の取り組みについて＞ （★は重点項目）

ア 包括的支援事業

(ア) 総合相談支援業務

高齢者に関する相談に対して、重層的支援も含め関係部署と連携しながら支援を行います。

★第9期介護保険事業計画策定のために実施した「市民向けアンケート調査の結果」で地域包括支援センターの認知度が低かったことから、地域包括支援センターのチラシを新たに作成し、区長文書で回覧をするとともに、医療機関や関係機関にも配布をして、周知・啓発を行います。（別紙資料④ 参照）

(イ) 権利擁護業務

a 成年後見制度利用支援事業

「成年後見制度利用促進法」や「成年後見制度利用促進基本計画」により、成年後見制度の利用促進を推進する必要があります。そのため、普及啓発活動及び各種相談機関と連携し、制度利用が必要な方や関係者からの相談に適切に対応できる体制づくりを強化していきます。

b 国東市成年後見センター“ほっとかない”の活動支援と中核機関（※）の設置

令和5年10月1日から、国東市社会福祉協議会内に設立された国東市成年後見センター“ほっとかない”に中核機関の委託を行い、その活動に対し支援を行います。また、法人後見業務として広域型権利擁護センターで受任していた国東市の利用者のスムーズな移行と、新たな法人後見の受任に向けて協力をしていきます。

※中核機関とは

「権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関」で、地域連携ネットワークが、地域の権利擁護（①広報②相談③制度利用促進④後見人支援等）を果たすように主導する役割と、専門職による専門的助言等の支援

(ウ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

a 地域ケア会議

高齢者が地域において自立した日常生活を営むために、多職種が協働し、個別ケースの課題解決を図り、ケアマネジメントの実践力を高めていきます。

また、生活支援コーディネーター等と情報を共有し地域課題の把握、明確化により必要な支援体制についての検討も行います。

b 介護予防支援従事者及び居宅介護支援従事者研修会

認知症の方へのアセスメントの仕方や具体的な目標の設定、本人の意思を尊重しながら自立（自律）支援とどのように導いていくか等の学びを深めます。

c ケアマネジャーネットワーク会議

地域の介護支援専門員との意見交換や学習の場を持ち、個々の抱えるニーズに対し地域支援を図ります。

(エ) 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく安心して在宅生活を送ることが出来るように、医療と介護の連携を推進します。

a 在宅医療・介護連携に関する相談支援窓口

医療や介護を必要とする人が、住み慣れた地域で自分らしく安心して生活できるように医療機関や介護関係者からの相談や連携の調整を行い、在宅医療・介護が一体的に提供されるように支援します。

- ・市内外の医療・介護関係者や市民からの相談に対して迅速な対応をします。
- ・医師と介護支援専門員の連絡票の普及啓発を行います。
- ・国東市地域医療連携室連絡会議や医療機関で行っている研修に参加し、地域での暮らしを見据えた退院支援の展開が行える人材育成に協力します。
- ・「在宅医療とわたしの未来ノート」の普及啓発を行います。

★b 認知症予防体操 DVD を活用した認知症予防の普及啓発

市民の認知症予防の意識向上を促し、身体機能及び認知機能低下の予防につなげるため、DVD「やっちみようえ!!くにさき脳トレ塾」(別添資料⑤ 参照)を活用し、認知症予防の普及啓発を行います。

- ・ケーブルテレビや市報を用いた周知活動
- ・地域活動の場に出向き認知症予防の重要性と DVD の活用ポイントを説明
- ・認知症予防に関する市民の意識調査(アンケート調査)

c くにしき地域包括ケア推進会議(ホットネット)

事例検討を通じて入退院支援や、多職種間が顔の見える関係から情報連携ができる取り組みを行います。また、令和5年度に実施したアンケート結果から本年度の活動を計画します。

- ・顔の見える関係づくり
- ・お互いの仕事の理解を深める
- ・サービス事業所や介護支援専門員との連携を深める

(オ) 認知症総合支援事業

a 認知症初期集中支援推進事業

- ・より早い段階で相談できるよう継続して認知症初期集中支援チームの周知を行います
- ・訪問支援やチーム員会議、研修会等を通しチーム員のスキルアップを図ります
- ・チームでの支援を通じ、医療・介護関係者等との連携体制を強化します

b 認知症地域支援・ケア向上推進事業

- ・医療・介護関係者等が情報を共有し切れ目のない適切な支援が円滑に行えるよう「国東市オレンジ連携シート」の活用を勧め連携を図ります
- ・家族支援プログラムや家族のつどいを開催します

- ★・認知症カフェ（国見会場・武蔵会場・国東会場）の開催
 - ・認知症への理解を深めるための認知症サポーター養成講座の開催や、認知症企業サポーター（大分オレンジカンパニー）への登録の働きかけを実施します
 - ・地域でボランティアとして活動できるサポーターを育成していくため、認知症サポーターステップアップ講座を開催します
 - ・「国東市認知症安心ガイドブック」の配布及び活用の促進を図ります
- c 認知症見守り支援事業
 - ・あんしんネットワーク事業における連携強化を目的に、関係機関との協議を行います
 - ・協力事業所の職員を対象とした認知症サポーター養成講座を実施し、オレンジカンパニー登録を促し、認知症に理解ある職員を養成します
- d 普及啓発
 - ・世界アルツハイマー月間（9月）にあわせ図書館での認知症に関する展示コーナーの設置（市内4図書館を巡回）及び市内2ヵ所（国東市民病院前、アタックス国東店前にて9月4日配布予定）でリーフレット配布を行います
 - ・認知症映画上映会の開催を予定しています

イ 介護予防・日常生活支援総合事業

・通所型サービス

貯筋で幸せ向上サービスにおいて、課題とされている対象者との合意形成の難しさ、ケアマネジメントを行う介護支援専門員の不足、関係事業所との日程調整の難しさ等について、大分県が行うスーパーバイザー派遣事業を活用し、課題の原因を明確化し、関係事業者等と解決に向けた検討を行います。

★・介護予防ケアマネジメント業務

ICTを活用した自立支援型ケアマネジメントの推進に取り組みます。具体的には、生活機能のアセスメントや合意形成をICTにより技術的に活用することでケアマネジメントの平準化や介護支援専門員の業務の効率化を図ることができます。

・健口・栄養ステーション事業

訪問及び集団指導にて栄養改善、口腔ケア等の指導・助言を行い、介護予防推進に向けた活動を実施します。また、栄養、口腔ともに、予防的な介入が必要なため、各世代における繋がりのある取り組みをするため、引き続き関係部署（市民健康課等）と協議しながら連携した取り組みに繋がります。

他課との協働事項

1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る会議

KDB(国保データベース)システムより身体的フレイルとして抽出された高齢者に対して、市民健康課・福祉課・地域包括支援センターが連携し訪問、指導を行います。口腔リスク、低栄養リスクがあると判断される対象者には、歯科衛生士や管理栄養士による個別性の高い指導を行います。

2 重層的支援体制整備事業体制整備事業移行準備事業について

介護・障がい・子育て・生活困窮の分野別に行われていた既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、分野別の支援体制では対応しきれないような複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対する包括的な支援体制の整備を行います。

県主催研修会への参加や県の助言を受けながら、相談支援事業所や関係機関等で体制構築に向けて、整備事業移行準備事業に取り組んでいきます。具体的には、事務局会議、連絡会議や模擬支援会議、多機関連携研修会、先進地視察等を計画しています。

3 住宅セーフティネット法関連協議について

県の土木建築部主催で、「本人だけでは住宅を確保することが難しく、配慮や支援が必要な者」（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律＝住宅セーフティネット法）に対する支援の在り方等を協議するために、関係部署（県・建設課・観光地域産業創造課・福祉課・地域包括支援センター等）で会議を行います。

国東市では住宅確保要配慮者の相談は少ないものの、入居後の生活支援や入居者のSOS発信について課題があるのではと考え、不動産業者の困りごとを調査し、その課題解決に向けて協議をします。

令和 6 年度予算

介護保険事業特別会計(保険事業勘定)の地域支援事業予算

[支出]

(単位：円)

区 分	予算額	前年度予算額
1 介護予防・日常生活支援サービス事業	82,757,000	78,951,000
(1) 介護予防・日常生活支援サービス事業	67,976,000	63,005,000
ア 第1号訪問事業	20,207,000	16,465,000
イ 第1号通所事業	47,313,000	46,244,000
ウ 高額介護予防サービス費相当事業	96,000	96,000
エ 高額医療合算介護予防サービス費相当事業	360,000	200,000
(2) 介護予防ケアマネジメント事業	14,781,000	15,946,000
2 一般介護予防事業	65,554,000	63,974,000
(1) 介護予防把握事業	10,774,000	10,265,000
(2) 介護予防普及啓発事業	13,889,000	13,667,000
(3) 地域介護予防活動支援事業	37,450,000	36,649,000
(4) 地域リハビリテーション活動支援事業	3,441,000	3,393,000
3 包括的支援事業・任意事業	68,105,000	68,708,000
(1) 包括的支援事業	1,691,000	1,673,000
ア 総合相談事業	1,321,000	1,313,000
イ 権利擁護事業	250,000	240,000
ウ 包括的・継続的ケアマネジメント事業	120,000	120,000
(2) 任意事業	29,599,000	30,319,000
ア 福祉用具・住宅改修支援事業	20,000	20,000
イ 認知症見守り支援事業	128,000	109,000
ウ 認知症サポーター等養成事業	181,000	202,000
エ 介護給付費適正化事業	129,000	390,000
オ 介護用品支給事業	2,700,000	2,700,000
カ 成年後見人制度利用支援事業	1,534,000	1,541,000
キ 配食サービス支援事業	24,907,000	25,357,000
(3) 在宅医療・介護連携推進事業	6,448,000	7,337,000
(4) 生活支援サービス体制整備事業	24,241,000	24,030,000
(5) 認知症総合支援事業	5,843,000	5,254,000
ア 認知症初期集中支援推進事業	330,000	475,000
イ 認知症地域支援・ケア向上推進事業	5,513,000	4,779,000
(6) 地域ケア会議推進事業	283,000	95,000
4 介護予防・生活支援サービス事業費審査支払手数料	200,000	200,000
合計	216,416,000	211,833,000

介護保険事業特別会計(介護サービス事業勘定)の予算

[収入]

(単位：円)

区 分	予算額	前年度予算額
介護予防サービス計画費収入	15,722,000	16,683,000
特例介護予防サービス計画費収入	1,000	1,000
一般会計繰入金	47,144,000	41,123,000
前年度繰越金	1,000	1,000
合 計	62,868,000	57,808,000

[支出]

(単位：円)

区 分	予算額	前年度予算額
一般管理費	60,222,000	55,449,000
介護予防サービス事業費	2,646,000	2,359,000
合 計	62,868,000	57,808,000

3 その他

今後の地域包括支援センターのあり方について

国東市地域包括支援センターの設置体制（あり方）について

〈 あり方について 検討の経緯 〉

◎第 8 期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画（R3 年度から 5 年度）において、設置体制について明記される（抜粋 以下の通り）

「令和 2 年 4 月現在において、直営で設置している市町村は 4 市町村（杵築市、日出町、姫島村、国東市）で、他市町村の設置体制から、今後の国東市包括支援センターの設置体制について検討する時期にきているため、直営または委託での設置運営することのメリットとデメリットを比較検討し、利用者本位の視点で第 8 期事業計画期間中に方向性を示したいと考えている」

●令和 4 年度及び令和 5 年度地域包括支援センター運営協議会にて協議を行いました。

◎第 9 期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画（R6 年度から 8 年度）において、設置体制について明記される（抜粋 以下の通り）

「地域の拠点である地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行うための体制を整備する。

- ・要支援者に行う介護予防支援について、地域包括支援センターに加えて、居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）も市からの指定を受けて実施できることとする。その際は、指定を受けたケアマネ事業所は、市や地域包括支援センターと連携を図る。
- ・地域包括支援センターが行う総合相談支援業務について、その一部をケアマネ事業所等に委託することを可能とする。その際、委託を受けたケアマネ事業所は、市町村等が示す方針に従って、業務を実施する」

→ 介護予防支援の委託件数 約 50 件 委託先 12 カ所（令和 6 年 8 月 1 日現在）
総合相談支援事業業務の委託は無し。

〈 令和 6 年度の国東市地域包括支援センターのあり方検討について 〉

1) 直営、委託（部分委託含む）について

- ・令和 6 年度中に県内各市町村の地域包括支援センターの状況について情報を把握する
例えば、包括の運営方法、メリット、デメリット、課題について各市町村の状況調査等の情報を把握する
- ・委託（一部委託）について、事業所への意向を伺う

2) 国東市地域包括支援センター担当圏域と職員配置について

- ・担当圏域の設定及び職員配置を検討する
個々の予防プランの作成件数や総合相談件数について調査し、平均化を図る

【県内の地域包括支援センターの状況（※令和 6 年 4 月現在）】

	包括カ所数 ※サブセンター ブランチ含 まず	委託	直営	委託先				備考	
				社 会 福 祉法人	社会福祉 協議会	医 療 法 人等	その他	ブランチ 設置数	サブセン ター 設置数
全国	5,270	4,190	1,080	2,262	754	751	423	1,688	347
		80%	20%	54%	18%	18%	10%		
大分県	61	57	4	28	14	15		11	1
		93%	7%	49%	25%	26%			

出典：全国の状況は令和 3 年 4 月末現在（厚生労働省資料）

大分県の状況は令和 6 年 4 月現在（県高齢者福祉課資料）

※令和 6 年 4 月現在で大分県内では直営 4 か所（佐伯市、日出町、姫島村、国東市）

【地域包括支援センターの設置形態】

	主な役割や基準
基幹型センター	在宅医療・介護の連携強化、認知症施策の推進、複合課題や困難な相談への対応、介護予防に係るケアマネジメント、地域ケア会議の後方支援を行うなど基幹的な機能をもつ
機能強化型センター	権利擁護業務（虐待事例の対応など）や認知症支援等の機能を強化し、他のセンターの支援を行う
サブセンター	本所、支所を合わせたセンター全体として人員配置基準を充足し、本所が統括機能を発揮しつつ、支所が 4 機能を適切にはたすことができるということであれば認められる
ブランチ	地域包括支援センターが 4 つの包括的支援事業に一体的に取り組むことを前提として、住民からの相談を受け付け、地域包括支援センターにつながるための「窓口」として設置する

出典：「地域包括支援センターの効果的な運営に関する調査研究事業報告書」

【令和４年度運営協議会での意見】

●今後の地域包括支援センターのあり方について（令和４年度の意見と回答）

運営協議会委員からの意見等	意見に対する市の回答
A 委員 （１）他市町村で多くの委託がされており、その実績の結果の評価、問題点が参考にできるデータはないでしょうか？ （２）具体的に国東市内で対応してもらえる委託先があるのでしょうか？	全国のセンターの評価指標に基づいた結果は公表されていますが、直営・委託を比較した評価結果は開示されていないようです。 国は「地域包括支援センターの機能強化」を推進しており、全国的に設置数は徐々に増加傾向にあるようです。厚労省による地域包括支援センター運営状況調査では、 ・直営・委託の割合 直営２０％ 委託８０％ ・委託先法人の構成割合 社会福祉法人５４％、社協１８％ 医療法人等 １８％、その他１０％ 設置状況としては直営が徐々に減少し委託が徐々に増加しています。
B 委員 特にコメントはありませんが、利用者本位の視点に立てば「即応性」が重視される。 委託１５の市町村の中で、運用には問題ないのですか？委託した場合の問題点、課題を提示いただきたいと思います。	今後、仮に委託の方向で模索するとしても受託先を確保するのは容易ではないと想定されます。 また、委託した場合の問題点、課題については直営でのメリットの逆になるかと思っています。具体的には、 ① 市と委託先との施策に対する統一した考え方の徹底が難しい ② 公正・中立性の確保ができるか ③ 複合的な課題を抱えた事例への対応（他課との連携）が困難になる恐れ ④ 市の担当課に委託先の相談に応じられる職員（専門性のスキルのある）配置が必要
C 委員 どこの自治体でも悩んでいることかと思っています。地域の資源が乏しい中、どんな体制が住民の方々の役に立つのか、住民の方々の意見もたくさん取り入れられるといいのかなと思います。	

【令和 5 年度運営協議会での意見】

●今後の地域包括支援センターのあり方について（令和 5 年度の意見と回答）

運営協議会委員からの意見等	意見に対する市の回答
A 委員 (1) 国東市も包括支援センターを委託の方向で考えてきたが、重層的支援体制整備事業を進めると、包括支援センターの委託は難しくなってくるのではないですか？ (2) 県内の大半が包括支援センターを委託していく状況の中で、国東市が委託するかを様子見だが、委託すると市民が困るのではないですか？	(他市の状況) 重層的支援体制を構築し進めていくにあたり、総合的な窓口を市が委託を検討しているところと、最初の相談窓口は市に設置し、その後を委託先をお願いするなど模索している市町村もある。 例えば、杵築市は、地域包括支援センターを社会福祉協議会へ委託し、さらに「全世代支援センター『まるっと』」という名称で全ての相談窓口として設置し、その後専門の担当へ繋げる形を取っている。
B 委員 (1) 国東市が包括支援センターを委託しようとした場合、引き受けてくれるところがありますか、もし仮に社協だとしたら社協にパワーと能力があるのでしょうか？ (2) これまで包括支援センターは高齢者を中心に支援を行ってきたが、重層的支援体制整備事業が開始されると、子どもや若い方への支援も必要となるので、包括支援センターの委託について検討していく必要があると思う。 (3) 市民にとって、困ったときに相談できる窓口があるということはとても大切なことなので、継続していただきたい。	国東市も市民が困らないように、わかりやすくしていくのが一番と考え、体制を協議していきたい。

地域包括支援センターの設置体制（あり方）について

＜地域包括支援センターの課題＞

- 1 業務上の課題
 - ・相談件数の増加と内容が複雑化、複合化し支援に係る業務量の増加
（高齢者に限らず障がいや母子分野等にも及ぶ）
 - ・認知症高齢者の相談、支援が増加
 - ・キーパーソンや家族不在等により支援が困難な事例の増加、それに伴い成年後見制度へつなぐまたは市長申し立て手続きの事例の増加
 - ・計画書作成の委託を受ける事業所が少なく地域包括支援センターが作成する件数が増加
- 2 専門職の人材確保
 - ・3 職種（主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師）の配置が必須のため正規職員の異動に制限がある
 - ・介護支援専門員は会計年度任用職員のため確保が難しい

＜地域包括支援センターを直営で運営する場合のメリット、デメリット＞

●直営のメリット

- 1 市の方針や重点施策の周知・徹底が可能
市の担当課と情報を共有しやすいことで現状を踏まえた事業の構築や改善を図ることが出来る
- 2 市民の安心感・信頼感が得られやすい
- 3 公正・中立性の確保
軽度者に対してサービス利用における公正・中立なケアマネジメントが出来る
- 4 複合的な課題のある事例に対応しやすい
市役所内の関係部署とタイムリーな情報共有や連携しながら対応が可能
- 5 権利擁護・虐待事例に対応しやすい
虐待対応の際、市としての権限行使につながりやすい

●直営のデメリット

- 1 職員の知識、技術の向上等
定期人事異動によって専門職としての技術の向上や地域との連携の継承が難しい
- 2 専門職の確保
介護支援専門員、社会福祉士、保健師等において実務経験を積んだ専門職の確保が難しい
- 3 状態像に応じた柔軟な対応の限界
単独の介護予防事業所のため要介護認定者の支援や入所等の支援に限界がある

国東市地域包括支援センター運営協議会設置規則

平成 19 年 3 月 29 日

規則第 16 号

改正 平成 20 年 3 月 31 日規則第 27 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国東市附属機関設置条例（平成 19 年国東市条例第 2 号）第 3 条の規定に基づき、国東市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) センターの担当する圏域の設定事項の承認に関すること。
- (2) センターの設置、変更及び廃止並びにセンター業務の法人への委託又はセンターの業務を委託された法人の変更事項の承認に関すること。
- (3) センターの業務を委託された法人による予防給付、介護予防ケアマネジメントに係る事業の実施に関すること。
- (4) センターが予防給付、介護予防ケアマネジメントに係るマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所の承認に関すること。
- (5) その他運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項に関すること。

(組織)

第 3 条 運営協議会は、別表に掲げる者をもって組織する。

2 委員は、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 運営協議会に委員長及び副委員長各 1 名を置き、それぞれ委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を統括し運営協議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代行する。

(運営協議会)

第 5 条 運営協議会の会議は、委員長が招集し議長となる。

2 運営協議会は、委員の過半数の出席により成立する。

3 運営協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 6 条 委員長は、必要に応じて運営協議会に関係者の出席を要請し、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 運営協議会の庶務は、介護保険担当課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、運営協議会の運営に必要な事項はその都度、委員長が定める。

附 則

この規則は平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第27号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

(平20規則27・1部改正)

(1) 保健福祉分野

- ・老人クラブ連合会代表者
- ・民生児童委員代表者
- ・女性団体連絡協議会代表

(2) 医療保健分野

- ・医師会代表者
- ・歯科医師会代表者
- ・市民病院代表者
- ・東部保健所国東保健部代表者